

支給対象

Q1 対象となる施設はどこか。

A 下記の要件をすべて満たす施設が対象となります。

【基本的要件】

神奈川県内に所在し、保険診療事業(助産所は運営)を令和8年3月31日まで行っていた施設。

※原則として、申請日時点で運営を継続していること

【施設別要件】

- (1)病院、診療所及び薬局(ただし、令和8年1月1日以前に保険医療機関又は保険薬局の指定を受けた施設に限る。)
- (2)助産所(ただし、令和8年1月1日以前に開設の届出を行った助産所に限る。)
- (3)施術所(ただし、令和8年1月1日以前に開設している施術所のうち、令和8年1月1日以前に療養費の受領委任の取扱いについて、厚生(支)局長、及び神奈川県知事から承諾又は登録の通知を受けている施術所、又は償還払いによる保険適用施術を行っている施術所に限る。)
- (4)歯科技工所(ただし、令和令和8年1月1日以前に開設の届出を行った技工所に限る。)

Q3 自由診療のみを扱う医療機関、施術所、技工所は支給対象か。また、保険指定を受けていない薬局は支給対象か。

A 公定価格のため医療費に転嫁できない医療機関等の支援を目的としていますので、支給の対象ではありません。

Q4 令和8年1月2日以降に要件を満たした場合、支給対象か。

A 令和8年1月1日時点で要件を満たしている施設を対象としておりますので、申し訳ありませんが、今回の事業の対象外となります。

Q5 申請日時点では既に施設を閉鎖しているが、令和8年3月31日まで運営していた場合、支給対象か。

A 詳細をお聞きますので、県医療整備・人材課(TEL:045-285-0731)へご相談ください。

Q6 ショッピングモール等の中に事業所があるため、「神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金」についても申請を考えているが、本支援金と、両方に申請することは可能か。

A 特別高圧を受電する県内商業施設やオフィスビルに入居する中小事業者を対象とする「神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援金」(令和8年1月～令和8年3月)を支援対象期間とするものを申請する事業所・施設については、本支援金に重複して申請することはできません。

申請手続き(共通)

Q7 申請方法は電子申請のみか。

A 申請受付は2回に分けて実施しております。

第1回申請受付は電子申請のみですが、第2回申請受付は電子及び郵送(紙)申請により申込みが可能です。

なお、第1回申請受付は既に終了しており、第2回申請受付は令和8年4月24日から令和8年5月27日まで実施いたします。

Q8 第1回及び第2回両方の受付期間で申請可能か。

A 施設区分ごとに申請できる期間が異なります。

第1回申請対象機関：病院・診療所(医科/歯科)・薬局

第2回申請対象機関：助産所・施術所・歯科技工所

第1回申請で申請を行わなかった病院・診療所(医科/歯科)・薬局・訪問看護ステーション

Q9 紙の通帳がない(ネットバンキング等)場合、通帳の写しは何を添付すればよいか。

A 口座種別(普通・当座等)、口座名義人、フリガナ、金融機関番号、支店番号、口座番号、金融機関名、支店名が全て確認できる書類が必要です。例えば、以下のような書類です。

- 口座証明書、口座番号連絡書(会社によって名称は異なります)
- 口座情報証明(ネットバンキングにログインし、画面を印刷したもの)

Q10 「10桁の医療機関コード又は登録記号番号」がわからない。

A 【保険医療機関・薬局】

・「14+点数表コード*+指定通知書の番号(7桁)」となっています。

※点数表コードは、医科1、歯科3、薬局4です。

【柔道整復施術所】

・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの登録通知書」に記載された、「協」又は「契」+9桁の番号です。

【あん摩マッサージ・はり・きゅう施術所】

・施術管理者の登録記号番号は、厚生(支)局長及び県知事から発出された「受領委任の取扱いの承諾通知書」に記載された、10桁の番号です。なお、下記の関東信越厚生局のホームページでも確認できます。

《はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧の受領委任取扱い施術所》

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/chousa/ahaki.html>

【償還払いのみの施術所・助産所・歯科技工所】

・該当するコードがありませんので、郵送申請の場合は空欄とし、電子申請の場合は「0000000000」(10桁)を入力してください。

Q11 申請した内容に誤りがあったことに気づいたが、どのように修正すればよいか。

A 以下へ連絡し、申請完了時に発行される整理番号と修正箇所の内容を伝えてください。なお、整理番号は受付完了メールにも記載されています。

第1回申請の場合は **医療整備・人材課 物価高騰支援金担当:045—285—0731**

第2回申請の場合は **神奈川県医療機関等支援金コールセンター:050—3515—7945**

申請手続き(医療機関・薬局)

Q12 第1回目の申請受付期間に申請できなかった場合は、第2回申請受付期間で申請可能か。

A 申請可能です。

Q13 「病床数」には何の数字を記入すればよいか(病院・有床診療所)。

- A 令和7年8月1日時点の「許可病床数」(医療法第27条に基づく使用許可を受けた病床数)を記入してください。ただし、令和6年度補正予算の「病床数適正化支援事業」による削減病床数を除いてください。

Q14 電力会社からの請求書に「特別」や「特高」の記載があるが、特別高圧受電の対象となるか。

- A 請求書に記載の「特別」・「特高」=特別高圧受電者とは限りませんので、必ず電力会社と締結している契約書などにより、特別高圧受電の契約を締結しているか確認してください。なお、本給付金の対象となる特別高圧電力とは契約電力が2,000kw以上、かつ供給電圧が20,000V(20kV)以上であることを指します。

申請手続き 施術所(あん摩マッサージ・はり・きゅう/柔道整復)

Q15 施術所の「開設者」と「施術管理者」が異なる場合、どちらが申請するのか。

- A 施術所の「開設者」が申請してください。

Q16 受領委任の取扱いを受けてはいないが、支給の対象となるか。

- A 償還払いのみでも保険適用施術を支給対象期間内に行っている場合は、支給の対象となります。ただし、自由診療のみを扱う施術所は支給の対象外となります。

Q17 「療養費の支払い結果通知書」は、どの保険者のものでもよいのか。

- A 柔整業については、本支援金の申請にあたっては、どの保険者が発行したものでも結構です。

あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業については、受領委任制度に参加する保険者が下記の厚生労働省のホームページで確認できますので、御確認ください。

《はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関する受領委任を取り扱う保険者等について》

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuhoken/iryuhoken13/hokensha.html>

Q18 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所を同一の場所で運営している場合、申請の要件を満たしていれば、2件の申請ができるか。

- A ひとつの施術所とみなしますので、いずれか一方の業区分により、1件の申請としてください。

(ご案内はそれぞれの施術所あてに送られている場合もありますが、申し訳ありませんが、いずれか一方の業区分により申請してください。)

Q19 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所を開設し、併せて、自らを施術管理者とする出張専門施術者としての届出(あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう法第9条の3)もしている場合、2件の申請ができるか。

- A 同一の施術所とみなしますので、1件の申請としてください。

(ご案内が両方に送られている場合もありますが、申し訳ありませんが、1件で申請してください。)

Q20 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう施術所と柔道整復施術所の両方を運営しており、施術所の住所地が異なっている場合には、2件の申請ができるか。

- A 別々の施術所とみなしますので、それぞれの施術所が申請要件を満たしていれば、2件の申請が可能です。

Q21 施術所の勤務施術者として登録を受ける者が、別途、自らを施術管理者とする出張専門施術者としての届出をしている場合、出張専門施術者の立場で申請ができるか。

A 出張専門施術者として、本支援金の申請が可能です。

その他

Q22 申請してから支給までの期間はどのくらいか。

A 審査が終わり次第、順次、支給手続きを行います。概ね3、4か月程度かかります。提出資料の不備、申請の過剰集申があった場合は支給が遅れる場合があります。

Q23 今回の支援金に関する実績報告は必要か。

A 実績報告は不要です。支援金の支給をもって、手続きは全て終了となります。

ただし、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を支援金の支給を受けた日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管する必要があります。

Q24 医療機関等物価高騰対応支援金は課税対象か。

A 課税対象となります。詳細につきましては国税庁ホームページをご覧ください。管轄の税務署までお問合せください。